

令和7年度 小学校視聴覚部会 研究報告

(1) 郡市名 蒲生郡

(2) 研究テーマ

研究主題
自ら考え、共に学び合おうとする子どもを育てる ～ICTの効果的な活用を通して共に学び合い・伝え合う授業づくり～

(3) 研究組織

支部長	日野町立必佐小学校	校長	岩脇 俊博
運営委員	日野町立必佐小学校	教諭	友田 昌吾
研究推進委員	日野町立日野小学校	教諭	井上 知己

(4) 年間研究報告

活動概要	実施期日	活動内容・会場
○郡教科主任会	4月11日(金)	会場：日野中学校 参加8名 ・役員選出・研修計画について
○県視聴覚部会・ 支部長会	6月10日(火)	会場：守山南中学校 ・令和6年度事業報告、会計決算報告 ・令和7年度事業計画、予算案 ・令和9年度近畿大会の輪番表について
○県視聴覚部会 夏季合同研修会	7月22日(火)	会場：コラボしが21 参加郡より1名 ・支部長、運営委員、研究推進委員対象
○県視聴覚部会 合同研修会	2月17日(火)	会場：能登川東小学校 ・支部長、運営委員、研究推進委員対象
○研究紀要の報告		蒲生郡：日野小学校より

(5) 日野小学校の取り組み事例

①タブレットのルールの見直し

私は昨年度、日野小学校に異動してきました。日野小学校のタブレットの使い方はさうとうひどくて、授業中に関係のないサイトを閲覧することはかわいいもので、ゲームをしたり、更衣室にこもってYoutubeをみたりとタブレットの使用についての様々な課題がありました。

そこでタブレットの使用についてある程度の拘束が必要であると感じ、日野小学校独自のタブレット使用に関する誓約書を作成したところ、校長会を経て、教育長発信で日野町全体のルールとして各家庭へ配付されました。

【この誓約書のポイント】

- ・あらかじめ予想される違反行為を多数明記しておくことで、注意深く使用させること
- ・子どもの名前だけでなく保護者の名前も記入させる、また、裏面のチェックリストを保護者と一緒に行わせることで、保護者にも責任が生じるようにしたこと
- ・もしルールを破った場合は保護者と一緒に放課後取りに行くようにしたこと

の3点です。この誓約書配付後はタブレット使用への指導が大幅に減りました。まだまだ未熟な子どもたちにはある程度強制力をもった約束や親の影響が必要であると感じました。

<表面>

令和7年度 日野小学校タブレットPC 誓約書

第1条 (趣向目的と範囲)

タブレットPCは学習目的にのみ使用できます。また、利用できる時間は授業時間内とします。ただし、教室に担任の先生がいて、許可をもらったときは休み時間でも学習目的でのみ使うことができます。

第2条 (禁止されていること)

(1) 学習以外の目的で使うこと。(保護者の「日野小学校 学習者用タブレットの利用のきまり」にチェックをしましょう。)

(2) タブレットPCをわざとこぼすこと

(3) 自分やほかの人のことをインターネットで、罵りなどに散見したり、相手を傷つけたり、いやな気持ちにさせること

第3条 (約束をやぶったとき)

約束を守らなかったとき、自分や他の人の学習の妨げになったり、授業の進行に支障が出たりしたとき、または、学習目的以外のふさわしくない使い方をしたときはタブレットPCを没収します。その場合は、別の方法で授業を受けます。没収したタブレットPCは、保護者に連絡し、保護者の前で返却します。

●タブレットPCの使用にあたって

このタブレットPCは子ども一人ひとりが賢くなるために百軒町が貸し出しています。決してあなたのものではありません。百軒小学校の子どもであれば、このタブレットPCを使うことができます。ただし、約束を守るだけです。この歳は、子ども・親・先生がお互いにタブレットPCを大切に学習に使うという目的を果たすために守るべきルールを覚えるためのものです。

年 組 番 _____

名 前 _____

保護者氏名 _____

わたしはタブレットPCの使用にあたって上記の約束を守ると誓います。また、約束を破った場合、上記のことに従うことを約束します。

<裏面>

日野小学校 学習者用タブレットの利用のきまり

〈禁止事項〉

□の中に「レ」を書きながらチェックしましょう。

タブレットPCを担任の許可なく自分以外の人に貸すこと。

校長先生の許可なく、アプリを勝手にインストールすること。

校長先生の許可なく、デスクトップ画面やその他の設定を変更すること。

タブレットPCを使って、禁止されているゲームをすること。

利用中に学習目的以外でYOUTUBE・TIKTOKなどの動画サイトに接続すること。

利用中にGoogle検索やEdge検索などで学習とは関係のないことを検索すること。

学習中に先生の指示に反すること。

その他、学習者用タブレット貸し出しの目的に反すること。

担任の先生の許可なく、休み時間に利用すること。

その他、学習目的以外の誘わしい行為と指摘されるようなこと。

(6) 今後の課題～授業支援ソフトについて～

私は以前、東近江市で視聴覚主任をしていました。当時は、xSync という授業支援ソフトを使用していました。本格導入された1年目で使用方法をあらかじめ理解し、2年目で校内で研修会を開き、4年目で市内の研修会で話すくらいでした。東近江市で5本の指に入るくらいはxSyncを触った自信はあります。

そんな私は、前述のとおり最近日野小学校へ異動してきました。日野小ではロイロノートを使用していました。私はこれまで、ロイロノートを使用したことは一度もありませんでした。一気に職員室でいちばん詳しくない教師となりました。そこから本を買って勉強し、視聴覚に全く関係ないロイロノートマスターのような先生に校内研修会を開いていただいたり、少しでも分かったことは校内へ共有したりしてきました。今ではロイロノートをなんとなく使えていると思います。しかし、新しいソフトの使い方を学習するのは労力を費やします。県立高校と同じように、県内の小中学校でも統一されたソフトが導入されることを願っています。